

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	平成30年8月13日 00時05分ごろ
発生場所	熊本県 ^{あまくさ} 天草市 ^{つじの} 通詞島南方沖 七通瀬 ^{ななつせ} 灯標から真方位078° 690m付近 (概位 北緯32° 32.9′ 東経130° 06.7′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ビルド} BUILD-臣栄丸-は、東進中、養殖施設に進入し、 ^{いかだ} 筏の外枠ロープを切断した。
事故調査の経過	平成30年9月19日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート BUILD-臣栄丸-、4.8トン KM3-61326（漁船登録番号）、個人所有 第290-36671号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 操船者、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 筏の外枠ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び操船者が乗り組み、通詞島北方沖の天草市 ^{こがめ} 小亀岩 周辺海域での釣りを終え、同市 ^{ふたえ} 二江漁港へ帰港する目的で、船長が操 船者に操船を任せ、通詞島南方沖を東進中、養殖施設に進入し、筏の 外枠ロープを切断した。 船長は、本事故発生場所付近の海域に養殖施設が存在していること を知っていたが、詳細な位置までは知らず、本事故当時、同施設を既 に通過して船首方に航行の支障となる障害物はないと思っていた。 船長及び操船者は、航行中、養殖施設に設置されていた標識灯の灯 光に気付かなかった。
分析	本船は、通詞島南方沖を東進中、船長及び操船者が、養殖施設の標 識灯の灯光に気付かずに航行したことから、同施設に進入して筏の外 枠ロープを切断したものと考えられる。 船長は、養殖施設の詳細な位置を知らなかったことから、同施設を 既に通過したと思い、船首方に航行の支障となる障害物はないと思っ ていたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、通詞島南方沖を東進中、船長及び操船者 が、養殖施設の標識灯の灯光に気付かずに航行したため、同施設に進

	入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。・ 事前に航行予定海域の水路調査を行い、養殖施設等の位置を把握しておくこと。